

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2011

月刊

中小企業レポート

10

No.419

活性化情報

長野県中小企業団体中央会

特集

災害に負けない中小企業経営をめざして

「災害対応事例」にみる「事業継続計画(BCP)」のポイント



けんしんのATMサービス **3**大メリット

ATMで
お引出し手数料を
支払っている。

けんしんは

0円!

けんしんのATM

夜間・土日
祝日も

**ATMお引出し手数料
いつでも無料**

けんしんのATMで、けんしんのカードをご利用いただくと、平日はもちろん、夜間・土日・祝日も、「お引出し手数料」が「無料」です。
※共同ATMはお引出し手数料が必要となる場合がございます。

ATMが
閉まってしまった。

けんしんで

安心!

本店営業部・若里支店・須坂支店・上田支店

ATM24時間営業

早朝・夜間のご利用

日中のご利用

●「けんしんのカード」をお持ちのお客様のみご利用いただけます。●お引出し・残高照会・お振替・通帳記帳/繰越がご利用いただけます。●お引出し金額は20万円まで。(ただし、1日のご利用限度額の範囲内となります)●早朝・夜間も、お引出し手数料は無料です。

●通常通りご利用いただけます。

週1回、メンテナンスのためご利用いただけない時間帯がございます。
◎ご利用いただけない時間帯 / 日曜日22:00～月曜日8:00(月曜日が休日の場合9:00)

ATMが遠い。

コンビニで
便利!

セブン銀行ATM・ローソンATM [県内]

コンビニATM 時間帯無料

ご入金・お引出し手数料が、時間帯により「無料」です。

セブン銀行ATM		ローソンATM [県内]	
ご入金・お引出し手数料無料時間帯		お引出し手数料無料時間帯	
平日	8:45～18:00	平日	8:45～18:00
土曜日	9:00～14:00	土曜日	9:00～14:00

※上記時間帯以外のご入金・お引出し手数料がかかります。

◎詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。



長野県信用組合 **けんしん**

[ホームページ] <http://www.naganokenshin.jp>

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2011

10

No.419

-
- 2 特集
災害に負けない
中小企業経営をめざして
～災害対応事例にみる
「事業継続計画（BCP）」のポイント～
-
- 9 イノベーション
1人の雇用につき
20万円の法人税の減税！
～「雇用促進税制」のススメ～
-
- 10 健康を考える
-
- 11 ビジネスの視点
「信州産だから売れる」という誤解
-
- 12 税務会計Q&A
修繕費と資本的支出
-
- 13 労務管理のポイント
4時間しか働いていないのに残業代？
-
- 14 一汁三菜の信州ご飯 ③
-
- 19 中央会インフォメーション

信州須坂「大菊花展」

信州須坂の秋を彩る長野県最大級の菊まつりとして例年大勢の人で賑わっています。

三本立てや懸崖作り、そして丹精こめてつくられた菊庭園など、見事な菊が「ハッチファミリー」でおなじみの須坂市動物園の隣りの臥竜公園特設会場で観られます。

公園の木々が鮮やかな紅葉をみせるこの時期、菊の香り漂う大菊花展に出かけ秋の一日を満喫しませんか？

■開催日時：平成23年10月21日(金)～11月8日(火) 観覧は終日可能

■開催場所：須坂市臥竜公園特設菊花展会場 ※入場料は無料

■アクセス：長野電鉄須坂駅からバスで約10分「臥竜公園入口」下車
上信越自動車道 須坂長野東ICから約10分

■問い合わせ先：須坂市産業振興部 商業観光課 (Tel.026-248-9005)

写真提供／須坂市

特集

災害に負けない 中小企業経営をめざして

～災害対応事例にみる「事業継続計画（BCP）」のポイント～

戦後最悪の大災害となった東日本大震災。そして震災翌日には長野県北部地震も発生した。甚大な被害をもたらす大規模災害は人々の暮らしだけでなく、企業の事業活動にも大きなリスクをもたらす。自然災害や大火災等の緊急事態が発生した時、中核事業を継続するために必要な要員の確保や、工場の復旧等を進める具体的な計画を事前にしっかりと立てておくことが重要だ。それがBCP（Business Continuity Plan＝事業継続計画）。国も普及に努めるが、東日本大震災後もBCP策定済みの中小企業は全国で10.6%にとどまる（日本政策金融公庫調べ）。BCPの早急な普及が急がれるところだ。

中小企業庁では、新潟県中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震で被災した中小企業経営者に、被災時の状況と危機への対処、いかに事業継続したかをヒヤリング。各事例を「中小企業の事業継続計画（BCP）＜災害対応事例からみるポイント＞」としてまとめた。本号、来月号の2回にわたり抜粋して紹介する。

災害対応事例にみる事業継続計画のポイント

1. 従業員の安否確認

対処事例の中に「従業員とその家族の安全が全て確認できていたことが多くの自信を与えてくれた」という経営者の言葉がある。壊滅的な被害を被った状況にあって、全ての従業員の安全が確認できたときの経営者の安堵と従業員の存在に力を得て再び前を向いて立ち上がろうとする思いが言葉から溢れている。従業員が以前のように仕事に従事できる状況であるか否かは、特に中小企業においては事業の再開を左右する重要な条件であろう。事業再開に向けた体制をなるべく早く整えるためにも、従業員の安否確認は迅速に実施する必要がある。

この安否確認の方法について、会社側から各従業員に連絡をとるよりも各従業員が会社に安否の連絡をする仕組みの方が早く確認できるという指摘があったこ

とが注目される。先般の東日本大震災でも経験されたことであるが、大きな地震の後では電話が通じなくなることが多い。事例でも、地震発生後に会社側から従業員に連絡をとろうとしても電話が繋がらず、安否確認に手間取ったという経験が語られている。従業員数や勤務シフトの有無、事業所の数などによって効率的な安否確認の方法は異なると思われる。

それぞれの企業ごとに実状に応じたより効率的な確認方法を定め、日頃から対応訓練を実施しておくことが重要である。携帯電話への一斉メールによる確認システムやGPSを活用した位置確認システムなど、IT技術を活用した工夫の余地も大きい。

2. 復旧目標の表明とリーダーシップ

事業の早期再開に当たっては経営者の決断と実行のスピードが大きな意味を持つ。とりわけ、経営者が従

業員に対して事業再開の具体的な目標時期を宣言することは、再開に向けた決意の表明として社内外に大きな効果をもたらす。

例えば、「全従業員を集めて朝礼を行い、『被害は大きいが大丈夫だ！秋口の仕込みに必ず間に合わせる！』と宣言した。これは、従業員の動揺を鎮めるだけでなく、自分自身の動揺を抑えるのにも効果があった」という声がある。具体的な再開時期を定めるに当たっては、建物や設備などの被災状況や電気、ガス、水道、道路、鉄道などの各種インフラの復旧見込みなどを踏まえた検討が必要である。

また、震災のような危機を乗り越えるためには、経営者が強力なリーダーシップを発揮することが求められる。事例の中にも、指揮命令系統を一本化するとともに情報が全てトップに集まるようにしたという例や、通常はボトムアップで運営されているが地震発生時はスピードが求められるためトップダウンで実行したという例が見られる。

他方、経営者のリーダーシップが実効を上げるためには従業員の協力が不可欠である。従業員との信頼関係の重要性を指摘する声も多い。

3. 継続する業務の選択

一般的にBCPに関する解説においては、地震などの大規模な災害があった場合には部品や原材料などの供給に制約が生ずるため、限られた経営資源（人、物、金）を最も重要な業務に集約しなければならない。そのためあらかじめその業務を選定しておく必要がある、という説明がなされることが多い。

しかし実際の経済活動においては、個々の企業の業種、業態、規模、その他の前提となる様々な条件や状況によって、採るべき対処のあり方は決して一様ではない。最終的には経営者の状況判断と選択、つまりは個々の経営判断に帰着する問題であって、図式的に正解を求めることができるような性質のものではない。

設備・機械や水道等の損傷により通常の生産体制がとれない状況で経営者が下した決断は、「出荷は最小にして、とにかく品物を切らさない」ということであった。この決断の背景として、顧客である取引先企業との信頼関係、特に納期を守ることを重視したことが語られている。また、結果的に地震後も顧客企業を1社

も失うことはなかったと述べられている。

現実の経済活動においては、各商品の背後にそれぞれの取引先が存在するのであって、生産品目を絞るということは取引先を切ることに他ならない。いずれにしても、被災時の限られた条件の下で、どの業務をどのようにして継続するかは、それぞれの企業が自社の固有の状況を踏まえて個別に決断しなければならない問題であり、状況に応じた対処の仕方をあらかじめ検討しておくことが重要である。

4. 代替手段の有効性

地震等で被災したときにどうやって事業を継続するかという点は事業継続計画（BCP）における最も重要な項目であり、多くの中小企業者がBCPに期待するのはまさにその点に尽きると言ってもよい。

あらかじめ予防的に講ずることが可能であって、しかも確実な効果が期待できる対処方法として挙げられるのは「代替手段の確保」である。設備や施設など事業の遂行に不可欠なものについて、損害を被って使用不能となっても直ちに全面的な事業停止に直結しないよう、代替性のある設備や施設などを準備しておくということである。しかし、いつ発生するかわからない災害のために二重のコストをかけることは避けたいという企業も多いであろう。

では、実際に代替手段を確保するためには、どのような方策があるのか。対処事例の中に、期せずしてこの「代替性」が確保できたために事業を継続することができたという例がある。例えば、横行可能な大型フォークリフトを保有していたため、これを代替手段として用いることによって、走行クレーンの点検・修理を待たずに生産を再開することができた。経費削減の目的で備えていた自家発電設備があったため、電力復旧までの間、代替電源として役立った。被災により本店での業務ができなくなったが、被災しなかった工房等があったため、拠点を移して営業を継続することができた、など。

代替性が確保できるのは設備や事業所だけではない。従前から店舗での営業の他にスーパーや病院での販売やインターネットによる販売を行っていたため、店舗が被災して使用できなくなった後も営業を継続することができたという事例もある。

これらの事例から学べることは、ことさらに災害対策としての代替設備等を購入・保有しなくとも、現在保有している設備等の中に代替機能を有するものがある場合には、被災時に活用することができるということである。したがって、代替方法の確保については、現在の設備や施設等について、その全体構成や機能・転用可能性などを確認することから着手すべきであろう。また、代替の設備などについては、自社で常時保有する形態だけでなく、他社との契約や協力関係などにより、緊急時に即時に利用あるいは購入できる体制を整えておくという方策も検討する余地がある。

5. 分散化の効果

対処事例を見ていくと、もう一つの有効な災害対策のあり方が見えてくる。そのキーワードは「分散化」である。在庫商品の保管場所が分散していたため、結果的に在庫商品の被災が避けられたという事例もある。被災時には応急の資金が必要となるが、在庫商品があればその販売収益により手元資金を確保することができる。

分散化が被災時に効果を発揮するのは在庫商品の保管場所だけではない。取引企業や顧客の多くが被災地外に所在していたため売上が減少することがなく、営業の継続に大きな支障が生じなかった。また、上記(4)で取り上げた営業拠点について代替性が確保できた例も、事業所が地域的に分散していた結果として代替機能が維持できたものである。

このような分散化の効果については、経営上の合理性・効率性との兼ね合いで経営判断が必要な側面もある。これも上記の代替手段の確保と同様、まずは現在の経営資源の所在状況を確認し、「分散化」の視点で検討してみることから取り組んでいくべきであろう。

6. 復旧資金の確保

被災した建物や設備の復旧など、事業の再建に当たって必要となるものは、やはり資金である。再建資金として国や県、市町村の低利融資、利子補給、補助金などの制度を活用したという事例が多い。これらの支援制度があったことで「『もう一度やってみよう』という気持ちになり、精神的な支えになった」という経営者の声もある。頼りになるのは公的な制度だけで

はない。取引のある信用金庫の融資によって必要資金を確保したという例や、取引銀行に相談することによって全面的なバックアップの約束を得たという例もある。

大規模な災害が発生した場合には、中小企業の資金繰りを支援するため、被災地の中小企業支援機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構、経済産業局など）に特別相談窓口が設置され、各種の中小企業支援制度の利用について相談に応じている。通常の支援措置とは別に、災害の状況に応じて特別の措置が講じられることが多いので、これらの相談窓口で情報を収集した上で対応を検討すべきであろう。

ただし、融資を受ける際には、将来の返済の局面についても意識しておくことが重要である。被災によるパニック状態の中で再建計画などを冷静に考えることは難しかったという声も、被災時の状況を率直に伝えるものとして心にとめておく必要がある。

また、公的な融資制度を利用する際に求められることが多い罹災証明の取得について、市役所等での手続に手間がかかったという声もある。

7. 取引企業からの支援

企業が被災した場合の損害は、当該企業だけにとどまるものではない。例えば、原材料や部品のメーカーが被災したことによりその原材料・部品の供給が止まれば、それを組み込んだ製品を製造・販売する企業の事業にも多大な影響が生じる。サプライチェーンが寸断されることによる損害は、地域を越えた様々な業種の企業活動に広範な影響を及ぼし、甚大な損害をもたらす。このため、取引関係にある企業の間においては、一方の企業の被災は決して他人事ではなく、取引の回復・継続に向けた企業間の協力や支援が行われる。

災害に遭った場合には、取引先の企業に対して積極的に支援を求めることが必要な場合もあり得る。どのような場合にどのような支援を求めるか、あらかじめ検討しておくことも重要であろう。

8. 従業員の勤務体制

電気、ガス、水道などの各種のインフラが復旧して

いない状況下にあっては、従業員の勤務体制についても通常とは異なる対応が必要になる。

ヒアリング事例の中では、水道が復旧するまでの間は食事やトイレの確保が困難だったため、午前中だけの勤務体制にしたり休暇をとらせたという例が見られる。被災当初に出勤できた従業員は半数以下だったが、他の従業員の自宅の復旧支援に当たらせてしたことにより、地震発生の翌月には全従業員が通常の勤務態勢に戻ることができた。被災後、一旦全従業員を解雇し、8ヶ月後に全ての従業員を再雇用した例もある。

9. 情報発信の効果

情報発信の重要性は被災時においても変わらない。「ホームページは社内にインターネット環境が整わなくてもインターネットカフェなどでも更新できるので、被災後も更新を続けることが重要。積極的な情報発信が反響を呼び、さらなる支援につながることも多い」という声や、「地震後、ブログとホームページに地域の状況の写真を載せたところ、月に7,000件の閲覧があり、その効果で外部からの支援も増えた」という例がある。また、ホテルの事例で、「地震発生時、マスコミの取材に『必ず再生させる』と言ったことが全国に配信され、営業再開に際してもマスコミが発信してくれたおかげで客足が伸びた」という例もある。

これらの事例からも、インターネットなどを活用して積極的に情報を発信することは、事業の継続を図る上で大いに効果があると言える。むしろ、震災で世の中の関心が集まっているときには多くの人や企業の目にとまる可能性が高く、新たな事業展開のきっかけになる可能性も大きいいため、積極的に情報を発信すべきである。

10. 耐震措置や訓練の効果

地震の前に講じた災害対策が効果を上げたという例も多い。中越地震の経験を踏まえて工場などに耐震措置を講じた結果、3年後に発生した中越沖地震の際には大きな被害がなく、わずか2日で生産を再開できたという。また、本社や工場の建物を豪雪に耐えられる丈夫な設計にしていたため構造的な被害が生じなかったという例もある。

地震の前からBCPを策定し、社内での周知・訓練等

を実施していたという企業もあった。事前の訓練が功を奏して多人数の避難が迅速に行われた事例も注目される。阿留ホテルのケースでは、地震発生から約25分で宿泊客156名と従業員42名の全員の避難を完了した。年2回実施している避難誘導訓練により従業員が主体的に行動したことの成果であったと語られている。また、消防署の指導を踏まえ、避難路等をしっかりと確保していたことも効果があったとしている。

ある総合病院のケースでは、エレベーターが使用できなかったにもかかわらず、地震発生から約30分で入院患者223名全員の避難を完了した。40年来実施してきた避難訓練やあらかじめ避難場所を決めていたことの成果であったと述べられている。

11. 結びに

最後に、「体制や対策は決めたところで、どのような地震が来るかは全くわからないので、実際にはあってないようなものだ」という経営者の言葉を掲げたい。この言葉は、実体がよくわからないために中小企業者の過大な期待を集めることが多い「BCP」というものの核心を見事に突いている。一見、事業継続計画の必要性や重要性を否定するもののように見えるかもしれないがそうではない。

災害が想定したとおりに発生するはずがないし、計画に定めた対処によって常に期待したとおりの効果が得られるというのも机上の空論である。被災した際の現実の対処は、実際のところ経営者と従業員の反射神経と応用力と決断によるところが大きい。ただしそのためには、危機への対処の方策についてあらかじめ検討を重ね、日頃から継続的に対応を訓練しておくことが必要なのである。いざ事に当たっては文書上の計画を単になぞるのではなく、状況に応じて対処することが必要だ。したがって、事業継続計画はそれぞれの企業の経営者が自ら考えなければ意味がないし、従業員がその内容を理解していなければ役には立たないのである。

今回のヒアリング結果を通して、企業が災害を克服するために最も重要なのは、事業の継続に対する経営者と従業員の強い思いではないかと思われる。

災害対応事例 事例1 機械製造業（工作機械）

□事業規模等

- ・資本金：9億5,400万円
- ・年間売上高：48億円
- ・従業員数：261名
- ・設立：昭和24年
- ・東証・大証2部上場

□被災した災害

新潟県中越地震（平成16年10月23日（土））

□ヒアリング対象者

常勤監査役（地震発生当時は製造本部長）

地震発生時の状況・被害

10月23日は土曜日で会社は休業日。地震発生時は私用で外出中だったが夜7時頃会社に着いた時には、社内に従業員が6名残っていた。電気がつかなかったので工場の中には入らなかったが、ポンプが空回りしているのがわかった。避難所にいた担当者を至急出社させて工場内の電気設備を点検させた。

翌24日の朝は工場内を全て見て回った。動力ラインの停電や水道管の破損による漏水などが発生していたが、遮断処置等を講じて当面の問題は解消できた。工場内では機械設備や製品が転倒していた。通路などの境界に大きな段差ができていたので応急措置を行った。電話で従業員の安否確認を行ったが、全員の確認が完了するまで2日ほどかかった。

地震発生後の対応

地震発生当時は、当社の製品に対する需要が大きかったので生産を止めたくなかった。従業員は車で寝泊りしたり、避難所から通って来たりして、出勤率は高かった。地震による顧客や協力会社の被害も深刻な状況ではなかった。そこで、工場の安全点検や余震対策の応急処置と安全対策を急ぎ、早期に生産を再開することに方針を決めた。結果的に、納品は2週間ほど遅れたものの、約2カ月で生産を再開することができた。

地震発生からの1週間は社内の安全確保と復旧体制を固めることに専念した。その後近隣の顧客を訪問し、納品済みの製品の安全点検や精度出しなどを行った。

工場等の修復

工場や事務所の建物については、震度6強にも耐えられるよう1年かけて改装・再建を行った。また、全ての機械設備に地震感知器を取り付けて震度4で停止するように設定したほか、強化棚の設置や機械等の転

倒防止措置を施した。このような対策のおかげで、平成19年の新潟県中越沖地震のときには、安全点検と精度確認作業のために2日間生産をとめただけで通常の生産を再開することができた。

これらの修復や耐震強化等には6～8,000万円程かかった。これについては、正直なところ30年に1度起きるか起きないかの地震のためにそこまですべきか悩んだが、最終的には従業員が安心して働けるようにすることが大事だと考えた。

財務処理については、どこまでが復旧のための「費用」で、どこからが「設備投資」なのか明確な区別がつかなかったため、関係官庁の指導を仰ぎ、概ね「復旧費用」と「設備投資」の割合を3対7として処理した。

地震を経験して思うこと

中越地震の発生前は特段の地震対策は講じていなかったが、横行可能な大型フォークリフトを新規購入していたので、走行クレーンの点検や修理を待たずに工場内の作業に活用することができた。いざという時のために今できる対策をとっておくことが重要であると思った。

本事例で注目される点

●従業員の安否確認

電話で安否確認を行ったが、なかなかつながらず、全従業員の状況が確認できるまで2日かかった。

●生産の早期再開

「生産をとめたくない」という思いで、早期の生産再開を方針として固め、約2カ月で生産の回復を果たした。

●大型フォークリフトの転用

横行可能な大型フォークリフトの転用により、工場の走行クレーンの点検・修理を待たずに生産を再開することができた。

●耐震対策の効果

中越地震の経験を踏まえ、工場等の耐震対策を講じた結果、3年後に発生した中越沖地震では2日で生産を再開できた。

●復旧費用の会計処理

復旧に要した費用の一部は、設備投資（固定資産の価値向上）として資産に計上することになった。



災害対応事例

事例2

機械製造業（工作機械）

□事業規模等

- ・資本金：9,000万円
- ・年間売上高：45億円
- ・従業員数：214名
- ・昭和21年創業
- ・本社近隣に1工場、東京・名古屋・大阪に3営業所

□被災した災害

新潟県中越地震（平成16年10月23日（土））

□ヒアリング対象者

取締役総務部長

地震発生時の状況・被害

本社や工場の建物は、特に地震対策をしていたわけではないが、当地域は豪雪地帯なので、3mの積雪にも耐えられる丈夫な設計で構造的な被害はなかった。製造用の機械については、位置ずれやレベル狂い等の被害はあったが致命的な損傷はなかった。

地震後は25日から出社した。在庫品の被害が少なかったため、製品の出荷をこの日から行うことができた。完全復旧までの間は、水道がストップしていてトイレ等の問題もあったため、午前中のみ出勤体制とした。また、従業員の安否確認を行った。あらかじめ定めていたわけではないが、会社の玄関にノートを置き、従業員自身とその家族のほか、他の従業員の居所等が分かっている場合はそれらの情報を随時記入してもらった。地震発生から約1週間で従業員全員の安全を確認することができた。

当社の従業員はほぼ全員が地元出身だったが、幸いなことに従業員とその家族に人的被害はなかった。ただ、被害の程度は異なるものの、どの社員も自宅に被害が生じており、また、一部の従業員は避難所からの出勤を余儀なくされていた。そのような状況であったにもかかわらず出社してくれたことに心から感謝している。当社では全ての従業員を常用雇用しており、新卒採用後の定着率も高く、社歴の長い従業員が多かったことも積極的な協力につながったのではないかと思う。

生産の再開

電気は27日に回復したため、生産用機械の点検や修理等を中心とした復旧作業を開始した。長く取引のある建設事業者等に協力していただいたおかげでスムーズに進めることができた。ガスや水道はまだ復旧していなかったが、ガスは熱処理以外の生産ラインでは必

要なく、水も井戸水が利用できたので、地震発生から1週間ほど経過した11月1日にはほぼフル稼働の状態での生産を再開することができた。建物や機械等の被害総額は約1億6,000万円で、生産停止期間の機会損失による被害額は2億2,000万円程度となった。

地震後の対策

従来から近隣の製造事業者4社の間で、地震対策も含めて様々な情報交換を行ってきた。当社は、経費削減のために自家発電設備を持っていたのが地震で停電したときに役立った。機械の固定によりかえって直接機械にダメージが伝わってしまうので、小型機械についてはあえてアンカー止めをしないようにしている。

本事例で注目される点

●丈夫な設計の効果

本社・工場建物を豪雪に耐えられる丈夫な設計にしていたため、建物の構造的な被害はなかった。

●自家発電の効用

経費削減のために保有していた自家発電設備が電力回復までの代替電源として役立った。

●出勤体制

水道が復旧するまでの間、トイレ等の問題があったため、午前中のみ出勤体制とした。

●安否確認

会社の玄関にノートを置き、従業員が自分や家族の状況、他の従業員の状況等を随時記入する方法で従業員全員の安否を確認した。

●従業員の積極的な協力

全従業員が常用雇用であり、採用後の定着率も高く、社歴の長い従業員が多かったことが、復旧に当たって従業員の積極的な協力につながった。

●取引企業の協力

長い取引で信頼関係を築いてきた取引企業の協力を得られたため復旧作業がスムーズに進んだ。

●機械を固定しない

機械を固定すると地震の際にかえって機械がダメージを受けるので、あえてアンカー止めをしないようにしている。

●近隣事業者との情報交換

従前から近隣の製造事業者4社で様々な情報交換を行っており、地震対策についても意見交換をしている。

災害対応事例 事例3 食品製造業（米菓・餅）

□事業規模等

- ・資本金：2億3,400万円
- ・従業員数：800名
- ・設立：昭和32年
- ・新潟県を中心に14工場等

□被災した災害

新潟県中越地震（平成16年10月23日（土））

□ヒアリング対象者

取締役（地震発生当時は工場長）

地震発生時の状況・被害

地震が発生した時期は商品の入れ替え時期で、餅業界にとっては「生命線」ともいえる時期であった。このため工場は地震発生前の10月20日から24時間体制で稼働していた。地震が発生した10月23日は工場内に78名の社員がいた。地震発生直後、停電で真っ暗になったにもかかわらず、全従業員が無事避難して幸いに人的被害はなかった。毎年、避難訓練を継続的に実施していた成果だったと思う。

工場のある地域では建物の6割が倒壊しており、まさに「死の街」になっていた。「ただ建っているだけ」の状態だった。ただ、工場は昭和45年に建てられたものを昭和55年に他の事業者から購入したものだだったが、立地場所は地盤がよく地域内では被害が小さい方だった。工場建物の構造には被害が少なかったため、建て替えをせずに復旧できる状態だった。

地震発生後の対応

地震発生翌々日の25日には、工場の従業員のうち半数が出勤してきた。この時期に生産量を落とすわけにはいかなかったため、全社員に強制出勤を命じた。自宅が全壊した者や家族が亡くなった者もあり、数日の休暇を求める者もいたが、「この緊急時に出て来ることができなければ、会社はなくなってしまうかもしれない」「会社がなくなれば社員個人もない」と涙を流して説得した。結果的に工場の従業員のうち8割が出勤した。自分は「鬼」と言われたが、そうするしかなかったと思っている。

生産の再開

生産を再開する目標を11月9日と決めた。生産を再開するには何より水が必要だったので、水道を確保するため自衛隊を説得したり、近くの川の水を濾過して使用できるように濾過機を発注したりした。現在は、濾過機だけでなく、自家発電の設備や餅の生産に必要

な窒素等を常備しており、基盤インフラが途絶えても生産を継続できるよう備えている。また、生餅は無菌状態で製造する必要があるが、工場の屋根や天井等の内部損害がひどかったため、製造ラインにビニールシートで覆いをかけて無菌の環境を作って対応した。その結果、当初の目標どおり地震発生から17日後の11月9日に再開できた。

顧客企業は、地震発生から4～5日後に道路が開通すると同時に「お見舞い」と称して当工場の状況把握に来た。これには従業員も喜び、士気向上につながったと思う。また、お客様の中には当社商品の「フェア」を開催してくださったところもあった。地震後も結果的に1社もお客様が離れることはなく、お客様には心から感謝している。お客様に納期を守って納めることができたことも重要な要素だったと思う。

当社の場合、社員が自ら製造用の機械の製作や設置などを一通り行っているため、復旧までどの程度の時間がかかりそうか読むことができた。当社には従来から、どんなことでも社員自身が自ら手がけていく文化がある。これがあったからこそ自己復帰が可能になったものと考えている。

地震を経験して思うこと

当社は「働く人達の安全」「安心して食べられるものを作る」「納期を守る」という3つを基本として社内に浸透させ、各従業員が具体化して考えるようにしている。また、指示は一人の人間が出すことが重要である。工場長会議では、会社の指針を明確に出して方向性を示している。そして朝と夜に職場ごとにミーティングを実施して社内に徹底している。日頃から従業員との信頼関係を大切にして「従業員を大事にすること」「従業員と喜怒哀楽をともにすること」がベースだと思う。

本事例で注目される点

●生産再開の目標期日を決定

生産再開の目標期日を具体的に決定。従前から製造機械の整備等を社員が自ら手がけてきたため、生産再開までに必要な日数を読むことができた。

●商品の納入を維持

出荷量を最小限にしても生産品の納入を維持。

●顧客企業による支援

顧客企業が納入商品のフェアを開催して支援。

●震災を踏まえて講じた備え

水濾過機、自家発電設備、窒素などを常備し、電力や水道等が途絶えても生産を継続できるよう準備。

1人の雇用につき20万円の法人税の減税！～「雇用促進税制」のススメ～

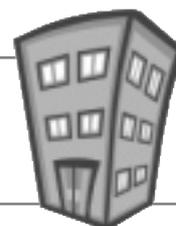
平成23年度税制改正の中に「雇用促進税制」があります。簡単に言えば、中小企業が2人以上従業員を雇用すれば、40万円の法人税が控除されるという制度です。今回の税制改正の中でも目玉となる制度なのですが、その要件が複雑なため、その内容を分かりやすくお伝えします。

1. 「雇用促進税制」概要

効果	1人につき20万円の法人税の減税（法人税額の20%が上限）
対象者	前期の期末から今期の期末にかけて従業員が2人以上増加した中小企業
期間	平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度
要件	<ul style="list-style-type: none"> ①前期及び当期に事業主都合による離職者がいないこと ②前期末に比べて今期末の従業員が10%以上増加していること（最低2人） ③前期末に比べて今期末の給与の総額が増加していること（計算方法：増加した従業員の給与の30%以上） ④雇用保険適用事業所であること ⑤ハローワークに雇用促進計画を提出すること <p>* 以上の計算を行う場合、役員とその家族及び親戚は除かれます</p>

2. ケーススタディ

松本市にあるA社。
従業員6人で、給与の金額は2,300万円。今期の法人税額は約300万円。
A社は、「雇用促進税制」を適用するために、ハローワークに「雇用促進計画」を提出。
その期において、3人の従業員を雇い1人の従業員が退職しました。



◆前期末から今期末にかけての状況は以下の通りです。



このケースは、従業員が2人以上かつ10%以上（2人/6人）増加しており（要件②）、給与の総額も増加した従業員の給与の30%以上増加しています（要件③*）。この場合、法人税額は40万円（法人県民税・市町村民税を含めると47万円）減税されます。

従業員の入社日が期末に近い場合は、支給月数が少なく要件③を満たせないことが考えられます。入社タイミングや支給額等、事前に計算することができます。

* 要件③計算式：(2,684万円 ≥ 2,300万円 + 2,300万円 × 2/6 × 30%)

3. 適用時期

この制度の適用を受けるためには、事業年度開始後2ヶ月以内にハローワークに「雇用促進計画」を提出する必要があります。ただし、平成23年4月1日～8月31日までに事業年度を開始した法人は、特例措置として平成23年10月31日まで受け付けています。

平成23年9月1日以降に事業年度を開始する法人は、事業年度開始から2ヶ月以内が提出期限となるため、「雇用促進計画」を提出するタイミングが前年度決算申告月となることがあります。翌期の従業員採用計画を事業計画と合わせて考えるのはいかがでしょうか。

また、ハローワークを通して従業員の募集を行い、採用することで「トライアル雇用奨励金」や「特定求職者雇用開発助成金」等の助成金を受けることもできますので、採用についてもぜひご検討下さい。

（厚生労働省HP：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/c-top.html>）

※ 本文は、松本市中上の税理士法人成迫会計事務所執筆していただいたものを掲載いたしました。

| 健 | 康 | を | 考 | え | る |

痛風と高尿酸血症



痛風は歴史的にも著名人が数多く罹患したとされております。古くは、マケドニアのアレクサンダー大王に始まり、元のフビライ、芸術家のミケランジェロ、宗教改革のマルチン・ルソー、科学者のベンジャミン・フランクリン、アイザック・ニュートン、チャールズ・ダーウィンも痛風に罹患したとされます。

痛風はいわゆるグルメの病気といわれ、贅沢な食をしているとかかると我々も子供の頃から聞かされてきました。しかし、日本人全体の食事が昔より贅沢になったことは事実ですが、贅沢な食事（＝プリン体の多い食品）を摂ることだけが高尿酸血症の原因ではないことがわかってきました。

わが国において、1950年代までは年間100例にも満たなかった痛風は高度成長期に患者数も急増したといわれています。その後も伸びつづけて、国民生活基礎調査（厚生労働省）によると1987年には25.5万人だった通風患者は、1998年には約2倍の59万人に増加しました。

痛風の原因となっている高尿酸血症はどうだったかと申しま

すと、1970年代には男性の約15%が高尿酸血症（尿酸値7.0mg/dl以上）でしたが、2006年の大規模調査では男性の26.2%（男性の4人に1人）が高尿酸血症と報告されております。

先程述べたように、もともと高尿酸血症は一般にはプリン体の多い食物を摂取することにより生ずると言われておりますが、意外にも肥満そのものからも生じております。

肥満→インスリンの抵抗性増大→高インスリン血症→尿細管での尿酸の再吸収の促進→血清尿酸値の上昇という図式が成り立っているといわれており、又、果物に多く含まれるフルクトース過剰摂取が血清尿酸値を高めています。本来プリン体を含まないフルクトースがインスリンを介さず肝に取り込まれ、急速なATP消費を伴って尿酸が産生されます。このようにフルクトースのような糖質の摂取も高尿酸血症の原因となっています。

最近プリン体オフのビールとか色々宣伝されておりますが、アルコールそのもので血清尿酸値は上昇します。アルコールを全く飲まない人に比べ、アルコー

ルを1日50g以上摂取する人は痛風の危険度が2.5倍になるといわれております。

一方、高尿酸血症と生活習慣病の1つ高血圧症と合併するとどうなるでしょうか。統計上は狭心症や心筋梗塞の発生率が上がるのが証明されております。又、他の報告では高血圧症の合併がなくても血清尿酸値が8.5mg/dlを超えると正常値の方に比べ、虚血性心疾患は1.7倍起りやすく、脳血管障害は2.5倍起りやすいといわれております。

治療については、血清尿酸値7.0mg/dl以上は高値といわれ要注意ですが、合併症の有無により高尿酸血症を治療するかしないか変わってきます。痛風の方はとりあえず炎症を抑える治療から開始しますが、痛風の方であればいずれ血清尿酸値を6mg/dl以下に維持することが望ましいとされています。痛風を発症していない方も血清尿酸値7mg/dl以上の方は一度かかりつけの先生にご相談されることをおすすめします。

長野県保険医協同組合
組合員 鈴木 都美雄
(長野市 鈴木泌尿器科)



「信州産だから売れる」という誤解

中小企業診断士 原 祐治

本誌「ビジネスの視点」7月号で金丸中小企業診断士が、長野県の農産物販売業者が東京のとある商店街への出店計画を断念したことに触れていた。ところが、その後事情が変わりこの夏に開店したとお聞きしたので、東京に出張する機会にお店を見てきました。長野県産の農産物と加工品を直売することをコンセプトに県内の選りすぐりの商品がならんでいました。

訪問した時は開店後の慌ただしさに加えてたくさんのお客さんが買い物をしていたので、社長とゆっくりお話しする間もなく店内の写真を撮らせてもらうことにして早々と引き上げてきました。以下は、写真を撮りながら聞こえてきたお客さんの声です。

「お友達に果物Aの信州産がおいしいとすすめられたので、食べてみたら本当においしかったです。同じものあるかしら。」

また別のお客さんは「信州産のBという加工品はありますか？」店員がお店に並べているものを出示しましたが、「いいえ、Cという加工所が作ったものです。信州産のBはたくさん食べたけれど、Cのものが一番良いです。」

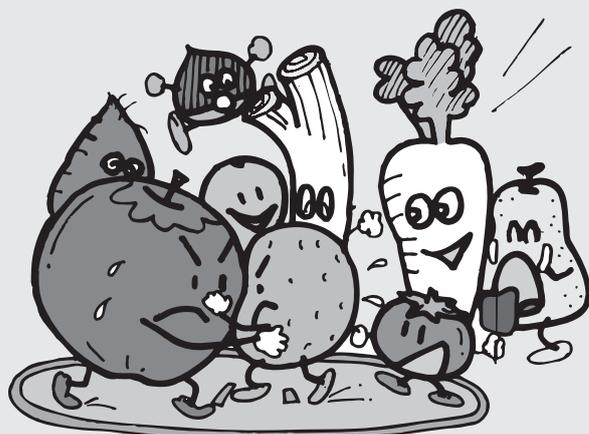
この二人のお客さんの声をどのように考えますか。最初のお客さんの声は「信州産だから」が買う際の一つの基準になりました。次のお客さんの声は「信州産だけだ」やっぱり食べるなら自分の口に合うものを食べたい。お客さんにしてみれば「信州産」を買うのではなく、

「信州産」は選ぶ際の一つの基準でしかないのでしょうか。最終的にはその商品がお客さんに与えてくれる有用性で総合的に判断します。

診断の現場にいると「信州産だから」売れるという誤解をしている経営者、製造者の方がたくさんいらっしゃいます。その誤解のほとんどが、とにかく作ってみよう、それから売れることを考えるという発想から生まれています。

やはり最初の起点は、お客さんが欲しがっているものに、どのように応えるかを考える。それに基づいて、自分の特徴を活かしつつ商品を創るという基本が大切です。

協同組合開成総合研究所 理事





税務会計



朝日長野税理士法人 代表社員 税理士 西山 利昭

修繕費と資本的支出



【質問事項】

修繕を行った場合や備品を購入した場合の会計処理については、税務調査においてもこれを巡っての指摘が多いと聞いています。特に「資本的支出」と「修繕費」の区分を中心に、判断方法を教えてください。



【回答事項】

(1) 固定資産の修繕をした場合

修繕費とは、固定資産の修理、改良等のため支出した費用のうち、固定資産の通常の管理のため、または、その毀損した箇所の修復のためのものをいいます。これに対し、固定資産の使用可能期間を延長したり、その価額を増加させたりするようなものは、「資本的支出」として資産計上する必要があります。

実務上はその区分が明確ではないケースが多く、その場合は、次のような「形式的基準」により判断することになります。

- ① 1つの修理、改良等のための費用が20万円未満である場合、または、おおむね3年以内を周期として支出される場合は、その中に資本的支出とされるものが含まれている場合でも、その全額が修繕費として認められます（法基通7-8-3）。
- ② その修理、改良等のための費用が資本的支出か修繕費か明らかでない場合において、その金額が60万円未満、または、前期末の取得価額の10%以下であるときは、その全額を修繕費とすることができます（法基通7-8-4）。
- ③ 資本的支出か修繕費か判断のつかない場合に、継続適用を条件として、その支出金額の30%相当額と対象固定資産の10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出とすることが認められています（法基通7-8-5）。

(2) 備品等を購入した場合

購入資産の取得価額が10万円未満であるもの、または、その使用可能期間が1年未満であるものについて、消耗品費等により経理することにより、損金に算入することができます。

また、1組の取得価額が20万円未満のものについては、「一括償却資産」として3年による均等償却が認められます。この場合は、資産計上することとなりますが、償却資産の申告の対象にはなりません。

さらに、青色申告書を提出する中小企業者等については、1組の取得価額が30万円未満のものについて、年間300万円を限度に、その全額の損金算入が認められています。この場合は、償却資産の申告の対象となりますので注意してください。

なお、(1) 及び (2) における金額は、消費税を税込経理している場合は税込額により、税抜経理している場合は税抜額により判定します。

労務管理のポイント

4時間しか働いていないのに残業代？

小売業を営んでいるA社のある店舗には、夕方から1日4時間程度勤務しているパートタイム（アルバイト）労働者が3名在籍しています。その中の1名が先日、当社にて勤務する時間の前に、他社で日中5時間程度働いてきているため、法定労働時間の1日8時間を超える時間については残業代が発生するのではないか、との問合せがありました。

当社では8時間を超えて勤務することはないのに支払う必要があるのでしょうか。

店側の立場としては、当社での勤務時間前にどこで何をしようかとあまり関心もありませんし、1日通算で8時間を超えた分は残業代を支払わなければならない、などとは考えてもみなかったことだと思います。

労働時間については労働基準法32条に「労働者に休憩時間を除き1週間について40時間、1日につき8時間を超えて労働させてはならない」と規定されており、同法38条では「事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する」と規定されています。

なお、「事業場を異にする場合」とは、①同一事業主のもとで異なる事業場において労働する場合だけではなく、②異なる事業主の事業場において労働する場合も該当します。（②については否定説もあります）

また、労働時間が通算される結果、時間外労働が生じた場合に、割増賃金を支払わなければならないのは、その労働者と後から労働契約を締結した事業主と解されています。

つまり、今回A社においては、他社の昼間の労働時間5時間とA社での4時間の合計9時間の労働となるため、8時間を超えた1時間分については割増賃金（残業代）を支払わなければなりません。

労働者を雇入れる場合には、雇入れ期間や賃金など重要となる部分の確認はもちろん大切ですが、夕方や夜間などから勤務となる労働者を雇入れる場合には、昼間の労働実態を考慮しながら労働条件等を決めていく必要があります。

今回のような複数の事業場で働く場合には、賃金の問題だけではなく、職場で事故等が発生した場合、主な原因が昼間の他社での労働と思われるような場合であっても、被災場所がA社内であればA社も無関係ではられません。

過重労働等により心身の健康を損なうことがないように、事業主、労働者ともに安全衛生に努めていくことが必要です。

企業（事業）は人なり、と言われていました。

心身ともに健康な労働者の支えがあってこそその事業活動ですから…。

クサマ社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 草間 秀明

一汁三菜の信州ごはん③



清内路かぼちゃの煮物



プチトマトのピクルスと
トマトソースの瓶詰め



紅葉し始めた山葡萄の葉の上に
肴を乗せて一献

節電の猛暑が過ぎ去り、すきま風さえ寒いと感じる季節になりました。赤い水引、金水引（いずれもタデ科）にはじまり、お彼岸には必ず彼岸花が咲き、空には鰯（いわし）雲、風に乗って金木犀が香ると秋本番。果物をはじめ、信州の食材はおいしいものだらけです。落ち着いてゆっくり、一献という気分ですね。

今日はメイン料理の話です。

この「中小企業レポート」5月号で、一汁三菜の図を紹介しましたが、思い浮かべてください。どなたも夕食の中で「今夜のメインは何か？」と、楽しみなことでしょう。動物性タンパク質、肉か魚になりますが、1回の食事で60gほどを食べるのが一番望ましい量なんです。だから1日に180g。「えっ、それしか？」とよく言われます。

そうなんです。動物性タンパク質の摂り過ぎは、どうも私たち日本人にはよくないようです。生活習慣病を招く原因でもあります。しかも、料理方法もとても大事になります。粉を付け、卵をくぐらせ、パン粉たっぷり、油の海を泳がせる。そうです。フライですね。とてもカロリーが高くなります。だから、肉なら、網焼きで脂を下に落としたり、煮たりするとか。少ない肉や魚をいかにして満足して食べてもらえるかが、家庭料理をする人の腕のふるいどころともいえますね。

漢方の世界では、「家庭医は家庭の台所にあり」といわれます。三度三度のご飯を作る人がお医者さんということになります。日常生活の健康維持

横山タカ子氏プロフィール

長年、SBCやNHKのテレビ、ラジオにレギュラー出演。身近な素材を使い、郷土食を大切にしておしゃれな料理に定評がある。著書に『作って楽しむ信州の漬物』『作って楽しむ信州の粉食』『作って楽しむ信州の保存食』『食べて元気になる漢方ごはん』（いずれも信濃毎日新聞社発行）、また、DVD『おいしい食卓』（信越放送制作）がある。現在、信濃毎日新聞に『季節の草菜食』を連載中。

2007年にNHK放送文化賞、また、2009年には、知事表彰されている。大町市出身、長野市在住。



今回は、平成24年3月号で信州の季節の食材を利用した料理を紹介します。

のために食の果たすべき役割はとても大きいのです。毎日の一汁三菜の中に、何をどれだけ食べたらいいのか知っておくこと。そして、食材の持つ効能を少しでも学びながら作れば、食材がそれぞれ答えを出してくれるでしょう。

今日はメインに秋刀魚(さんま)を料理しました。やっぱり塩焼きでたっぷりの大根おろしがおいしに決まっていますが、たまには形を変えてみるのもいいですよ。まず、三枚におろし、少々塩をふります。頭が付いていた方から尾に向かい、くるくる巻きます。巻き終わりは、ようじなどで留め、

焼くと出来上がりです。このときのようにも、しその葉の茎とか、山椒の枝、笹の茎、竹の小枝などを「ちょん」と切って、刺し留めます。防腐の役目のある葉として使われる枝になりますが、香りもあって、とてもおいしい仕上がりになります。このロール巻きは、一口で食べてしまうので、きのこやピーマン、あるいはかぼちゃなど、秋の野菜と一緒に焼いて盛り込むと、色鮮やかで60歳を感じさせない一品になります。一家の家庭医として満点ですね。

皆さまも深まる秋の食卓をお楽しみください。

一汁三菜の
信州ご飯
(レシピ)

【秋刀魚ロールさらだ】

○材料(4人分)

秋刀魚	2尾
塩	少々
ピーマン	4個
赤ピーマン	2個
原木シイタケ	4個
カボス	2個



秋刀魚ロールさらだ

○作り方

1. 秋刀魚は3枚におろして水洗いし、水分をふきとり、塩をふる。
2. 頭の方からくるくる巻き、ようじで留める。
3. ピーマンはそれぞれ切って種を取り、シイタケも手でさき、秋刀魚と一緒に焼く。
4. 器に盛り付け、全体にカボス汁をかけ回す。



秋刀魚を巻くところ(本日のようじは黒文字の枝)



自家栽培のそばと、こだわりのジンギスカン。

コシが強い、江戸風細打ちそば



のどごし良く、コシが強い細打ちのそば

長野市信州新町の国道19号線沿いに、名物「ジンギスカン街道」など、さまざまなのぼり旗がはためく店。山あいの街道にある食堂といった風情だが、こだわりの手打ちそば屋として知る人ぞ知る存在だ。ご主人は信州新町のそば処として知ら



「ジンギスカン街道」のぼり旗もはためく

れる左右高原の民宿で生まれ育った藤原幹雄さん。奥さんの真理子さんと二人で切り盛りする。

標高800メートルの左右高原では、

かつて栽培された麻の裏作としてそばが作られてきた。今も民宿の名物料理であり、それを楽しみに訪れる人も多い。

藤原さんのそばは、左右高原の畑でそばの種を蒔くところから始まる。ここで収穫した玄そばを石臼で自家製粉し、そばを打つ。自家栽培でまかなえない分は、近隣の大岡、大町市でとれた玄そばを主に使い、北海道産も加わる。

そば職人としての理想を追求したそばは、江戸風の細打ち。しっかりとコシがあり、のどごしも良い。かつお本節直焼きと利尻昆布のみでとる、シンプルな出汁にこだわった辛口のつゆが、そばの風味をさらに引き立てる。



“隠れメニュー”のそばがき

ラム肉肩ロースのジンギスカン

藤原さんは精密機器の設計エンジニアからの転身。同僚だった奥さんと結婚した21年前に店を開いた。最初の3年間は母親が打つそばを客に提供しながら、その技の習得に努めた。「なかなかうまくいかず、そば職人になるのをやめたいと思ったこともある」。

技術が身につくまで自分で打つことが多くなってからは、母親流の打ち方から徐々に自分流へ。そば粉の挽き具合、つゆのつくり方も研究を重ね、つくりあげていった。「民宿で母親が打つそばは、いわゆる田舎そば。でも江戸流そば職人への憧れから、江戸風にこだわってきました」。

そんな藤原さんこだわりのメニューのひとつが、そばがき。そば粉をお湯で溶いたそば湯の中に丸いそばがきが鎮座する。見た目も舌ざわりも柔らかい。「ふわっとした感じにしたいので、つくる時は緊張する」ため、メニューには載せていない。

そしてもうひとつ、評判の定番メニューがジンギスカンだ。開店前、ここで1年だけ営業していたジンギスカン料理店のレシピを受け継ぎ提供してきた。使うのは臭味のほとんどないラム肉の肩ロースのみ。「世界的に需要が高く、良い肉が入りづらくなっている」なかで厳選した、こだわりの肉だ。



テーブル席にはジンギスカン用に卓上コンロが常備

私も推薦します

信州新町商業サービス協同組合 理事長
松本 幸雄 氏

ここでは玄そばを店内にある石臼で挽く。ご主人はその挽き方にも相当気を使っているようですが、それはそばの味に出ていると思います。こちらへんでは珍しい細打ちのそばですが、しっかりとコシがある。それもこだわりの賜物でしょう。ぜひおすすめしたいそばですね。ジンギスカンもぜひ味わってみてください。

■食事処 ひはら

TEL 026-264-2331
長野市信州新町日原西2159-1

～11月は「労働保険適用促進強化期間」です。～ …全国において集中的な適用促進活動を展開します。…

長野労働局 総務部労働保険徴収室

☆適用促進活動の趣旨

○労働保険の適用事業所数は、厳しい経済情勢の影響もあり、依然として相当数の未手続事業が残されています。この未手続事業の解消につきましては、

- ①労働保険制度の健全な運営
- ②費用の公平負担
- ③労働者の福祉の向上

の観点から極めて重要であることから、より一層の適用促進に取り組み、未手続事業の解消を図るため「未手続事業一掃対策」を推進しています。

○11月1日から30日までの1ヵ月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、未手続事業の一掃を主要課題と位置付けて、全国において集中的な適用促進活動を展開することとしています。

☆労働保険とは

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

事業主は、社員・嘱託社員・パート、アルバイト等、労働者を一人でも雇用していれば、労働保険の加入手続を行わなければなりません。（国の強制保険制度）

貴社におかれましては、関連会社、取引事業場、構内下請事業場等で労働保険の未手続事業がありましたら、速やかに加入手続をとられるよう加入勧奨をお願いいたします。



◎**労災保険は**、労働者が業務上の事由又は通勤途上に負傷したり、病気に見舞われたり、不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

◎**雇用保険は**、労働者が失業した場合及び労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

◎事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない期間中に、事故が発生した場合、労災保険給付に要した費用の全部（100％）又は一部（40％）を徴収される場合があります。

（費用徴収制度）

◎中小事業主が労働者と同様に労災保険の給付を受けることを希望する場合には、労働保険事務組合に事務委託することにより、その適用を受けることができます。

（特別加入制度）





人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け 新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

長野支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
☎026(234)0145(代)

諏訪支店

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
☎0266(52)6600(代)

松本支店

〒390-0811 松本市中央1-23-1
☎0263(35)6211(代)

長野県と県内すべての市町村からの重要なお知らせです

個人住民税の特別徴収にご協力ください!!

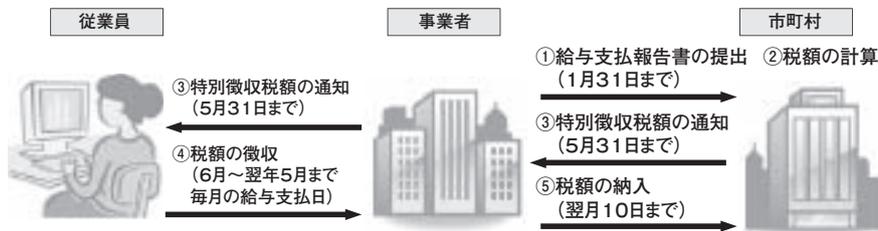
◆ 個人住民税の未収金の減少につながります。

個人住民税は、より豊かで住みよい地域をつくるための市町村と県の重要な財源の一つです。しかしながら、景気の低迷による個人所得の伸び悩みや雇用状況の悪化などを背景に、個人住民税の未収金が増加傾向にあります。

未収金が増加すると、市町村や県にとって新たな事業の実施ができなくなったり、各種補助事業が制約されるなど、住民や事業者の皆様へ提供してきた行政サービスの維持にも影響を与えかねません。

そこで、住民税納税義務者である従業員の方の納め忘れをなくすためにも、負担が少なく、便利な特別徴収の実施について事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

■特別徴収の方法による納税のしくみ



■特別徴収による納入方法

STEP 1 (イメージ図の①～④)

年5月に市町村から事業者(特別徴収義務者)あてに送付される「特別徴収決定通知書」に基づき、記載された税額を毎月の給与から天引きします。

※所得税のような税額計算や年末調整は不要です。

STEP 2 (イメージ図の⑤)

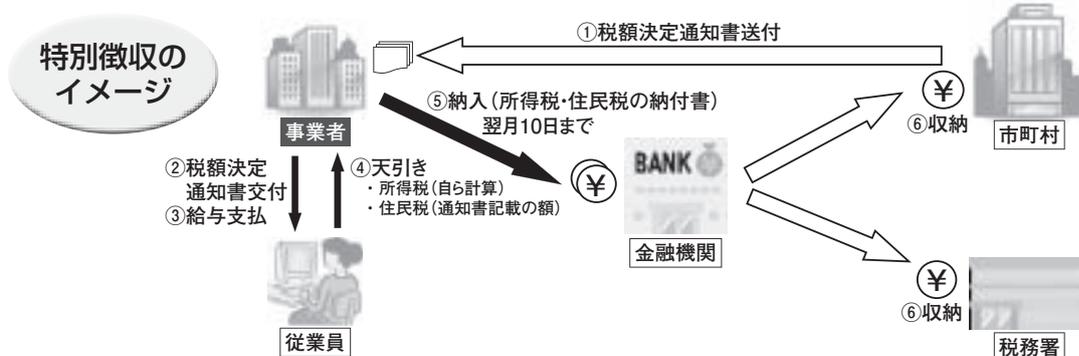
☆通常の場合(従業員が常時10人以上の事業所)

天引きした各従業員の住所地の市町村ごとの合計税額を、翌月10日までに所得税の源泉徴収と併せて各市町村の指定金融機関において市町村の納入書により、市町村ごとに納入していただきます。(口座振替により納入することもできますので、各市町村にお尋ねください。)

☆従業員が常時10人未満の事業所(小規模事業者)の場合

通常従業員の給与からの天引きは毎月行いますが、市町村に申請していただくことにより、年12回の納期を年2回納入する特例制度がありますので、金融機関へ出向いて振り込む負担を軽減することができます。

○6月～11月までの分…12月10日まで 12月～翌年5月までの分…翌年6月10日まで



平成21年度から特別徴収未実施事業者の皆様にご協力をお願いしてきた結果、約1,000の事業者様に新たに特別徴収を実施していただいております。

けんしんのATMサービス **3**大メリット

ATMで
お引出し手数料を
支払っている。

けんしんは

0円!

けんしんのATM

夜間・土日
祝日も

**ATMお引出し手数料
いつでも無料**

けんしんのATMで、けんしんのカードをご利用いただくと、平日はもちろん、夜間・土日・祝日も、「お引出し手数料」が「無料」です。
※共同ATMはお引出し手数料が必要となる場合がございます。

ATMが
閉まってしまった。

けんしんで

安心!

本店営業部・若里支店・須坂支店・上田支店

ATM24時間営業

 早朝・夜間のご利用

●「けんしんのカード」をお持ちのお客様のみご利用いただけます。●お引出し・残高照会・お振替・通帳記帳/繰越がご利用いただけます。●お引出し金額は20万円まで。(ただし、1日のご利用限度額の範囲内となります) ●早朝・夜間も、お引出し手数料は無料です。

 日中のご利用

●通常通りご利用いただけます。

週1回、メンテナンスのためご利用いただけない時間帯がございます。
◎ご利用いただけない時間帯 / 日曜日22:00～月曜日8:00(月曜日が休日の場合9:00)

ATMが遠い。

コンビニで
便利!

セブン銀行ATM・ローソンATM [県内]

コンビニATM 時間帯無料

ご入金・お引出し手数料が、時間帯により「無料」です。

セブン銀行ATM		ローソンATM [県内]	
ご入金・お引出し手数料無料時間帯		お引出し手数料無料時間帯	
平日	8:45～18:00	平日	8:45～18:00
土曜日	9:00～14:00	土曜日	9:00～14:00

※上記時間帯以外のご入金・お引出し手数料がかかります。

◎詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。



長野県信用組合 **けんしん**

[ホームページ] <http://www.naganokenshin.jp>

企業の人事担当者の皆様へ

当センターでは

人材の確保・従業員の再就職を 支援しています

事業の拡大・欠員補充等による
人員確保を行いたいとき

事業の整理・縮小等に伴い、
人員削減せざるを得ないとき

高齢者の方々の継続雇用
雇用確保に取り組まれるとき

そんなとき、お気軽にご相談ください



安心と信頼のネットワーク

 法人産業雇用安定センター 長野事務所

〒380-0921 長野市栗田源田窪1000-1 長栄長野東口ビル3階

TEL 026-229-0555 FAX 026-229-0333

インターネットで最新の人材情報をどうぞ

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>